

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		目次
○ 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例		議会事務局総務課		目次
○ 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例		〃		
【条 例】				目次
○ 公布した条例の解説		総務字事課		
【解 説】				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次
				目次

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十九号

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（適用）

2 第一条の規定による改正後の岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。



行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（岡山県議会情報公開条例の一部改正）

第一条 岡山県議会情報公開条例（平成十三年岡山県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同条」の下に「及び第二十二条第一項」を加える。

第十三条第三項中「第十六条第二号」を「第十六条第二項第二号」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（審理員の指名に関する規定の適用除外）

第十五条の二 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。
第十六条を次のように改める。

（議会情報公開審査会への諮問）

第十六条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合において、議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに岡山県議会情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- 一 審査請求人から反論書（行政不服審査法第三十条第一項に規定する反論書をいう。次号において同じ。）が提出されたとき。
 - 二 審査請求人から反論書を提出しない旨の申出があったときその他反論書が提出される見込みがないと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項の規定による諮問は、することを要しない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

第十七条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「不服申立人及び参加人」を「審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を変更し」を「（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

第十九条第一項及び第六項中「第十六条」を「第十六条第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十条第一項及び第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、」を「審査請求人、」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十一条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十二条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加える。

（岡山県議会個人情報保護条例の一部改正）

第二条 岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）の一部を次のように改正

する。

目次中「不服申立て等（第三十五条）」を「審査請求等（第三十四条の二）」に改める。

第二条第三号中「いう。第六条第一項、第二十二条第一項及び第五十一条において」を「いう。以下」に改める。

第二十一条第三項中「第三十五条第二号」を「第三十五条第二項第二号」に改める。

第三十条第二項中「第三十五条第三号」を「第三十五条第二項第三号」に改める。

第三十四条第一項中「次条第四号」を「次項」に改める。

「第四節 不服申立て等」を「第四節 審査請求等」に改める。

第三章第四節中第三十五条の前に次の一条を加える。

（審理員の指名に関する規定の適用除外）

第三十四条の二 開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。
第三十五条を次のように改める。

（議会個人情報保護審査会への諮問）

第三十五条 開示請求等に対する決定又は開示請求等に係る不作為について審査請求があった場合において、議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに岡山県議会個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一 審査請求人から反論書（行政不服審査法第三十条第一項に規定する反論書をいう。次号において同じ。）が提出されたとき。

二 審査請求人から反論書を提出しない旨の申出があったときその他反論書が提出される見込みがないと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項の規定による諮問は、することを要しない。

一 審査請求が不適法であり、却下するとき。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示するとき。ただし、当該開示について開示反対意見書が提出されているときを除く。

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等をするとき。ただし、当該訂正等について訂正等反対意見書が提出されているときを除く。

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止等をするとき。

第三十六条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「不服申立人及び参加人」を「審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等又は訂正等の決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示又は訂正等」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

第三十七条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を変更し」を「（開示請求に係る保有個人情報）の全部を開示する旨の決定を除く。」を変更し」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

第三十八条第一項及び第六項中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三十九条第一項及び第三項中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示請求等決定」を「開示請求等に対する決定」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、」を「審査請求人、」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第四十条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第四十一条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「（電磁的記録）であつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作为についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた請求に係る行政庁の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

(解説)

◎ 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
現下の社会情勢に鑑み、岡山県議会の議員の期末手当を増額する措置を講ずる改正を行ったものである。

◎ 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
行政不服審査法の全部改正に鑑み、岡山県議会情報公開条例及び岡山県議会個人情報保護条例に基づく開示請求に対する決定等に係る審査請求について、同法に基づく審理員の指名に関する規定を適用しないこととする等所要の改正を行うものである。